

京都市消防局訓令乙第6号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

題名を次のように改める。

京都市消防局担当局長等専決規程

第1条中「京都市消防局の」の右に「担当局長、」を加え、「部長等」を「担当局長等」に改める。

第2条第1項中「部長等」を「担当局長等」に改め、同条第2項中「部長等」を「担当局長等」に、「決裁」を「決定」に改め、同条第3項中「部長等」を「担当局長等」に改める。

第3条中「部長等」を「担当局長等」に改める。

第4条第1項中「部長等」を「担当局長等」に改め、同条第2項中「、部長」の右に「、室長若しくは校長（以下「部長等」という。）」を加え、「当該部長の属する部」を「当該部長等の属する部、室若しくは校」に、「室」を「室、校」に改める。

第5条及び第6条中「部長等」を「担当局長等」に改める。

第7条の見出し中「事故ある」を「事故がある」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項本文中「ついて」を「つき、」に改め、同項ただし書中「担当課長が代決することができ」を「担当課長が」に、「事故」を「共に事故」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「主管

事務について」を「主管事務につき,」に改め, 同項を同条第4項とし, 同条第2項ただし書中「課を置かない部, 室及び」を「部, 室, 校又は」に, 「担当課長が代決することができる」を「担当課長が」に, 「事故」を「共に事故」に改め, 同項を同条第3項とし, 同条第1項本文中「部長, 室長又は校長」を「部長等」に改め, 同項ただし書中「又は室」を「, 室又は校」に, 「代決することができる, 担当部長」を「, 部長等及び担当部長に共」に改め, 同項を同条第2項とし, 同項の前に次の1項を加える。

担当局長に事故があるときは, その専決事項は, 主管事務につき, 部長等が, 担当局長及び部長等に共に事故があるときは, 主管事務につき, 課長が代決することができる。ただし, 部, 室又は校に担当部長が置かれている場合は, 担当局長及び部長等に共に事故があるときは, 主管事務につき, 担当部長が, 担当部長に事故があるときは, 主管事務につき, 課長が代決することができる。

別表第1 部長, 室長及び校長の項を次のように改める。

担当局長

- (1) 所属部長(補佐職員のうち, 部長及びこれに準じる者をいう。次号及び第4号において同じ。)の休暇, 欠勤等の承認等に関すること。
- (2) 所属部長の復命に関すること。
- (3) 補佐職員の職務に専念する義務の免除に関すること。
- (4) 所属部長の時間外勤務命令に関すること。
- (5) 補佐職員に係る京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則(次号において「規則」という。)第5条による許可に関すること。
- (6) 補佐職員に係る規則第7条による承認に関すること。
- (7) 担当事務に係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 審議会, 審査会等の委員の委嘱及び解職並びに命免に関すること。
 - イ 行政不服審査法による不服申立ての処理に関すること。ただし, 法令により議会に諮問することを必要とするものを除く。
 - ウ 審議会, 審査会等に対する諮問に関すること。
 - エ 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち重要なものに関すること。
 - オ 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示, 訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち重要なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち重要なものに関すること。
 - カ 研究会, 協議会その他関係団体への加入及びこれらの団体からの脱退に関すること。
 - キ 刊行物の発行に関すること。
- (8) 前各号に掲げる専決事項のほか, 担当事務に係る政策及び重要な事務事業の計画及び実施に関すること。

部長、室長及び校長	<ol style="list-style-type: none"> (1) 所属課長及びこれに準じる者の復命に関する事。 (2) 所属課長の時間外勤務命令に関する事。 (3) 申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。 (4) 負担を伴わない後援名義及び協賛名義の使用許可並びに事務事業の共催に関する事。 (5) 事務上生じた軽易な事故に対する応急措置に関する事。 (6) 告示及び公告の決定に関する事。 (7) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関する事。 (8) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関する事。 (9) 市長祝辞、式辞、賞状等の作成に関する事。 (10) 前各号及び別表第2に掲げる事項のほか、所管業務に係る事務事業の計画及び実施に関する事。
-----------	--

別表第1消防署予防課長の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 消防法第11条の2第1項による完成検査前検査（危険物の規制に関する政令第8条の2の2に係るものに限る。）に関する事。

別表第2総務部長の項第13号ただし書中「理財局長」を「行財政局財政担当局長（以下「財政担当局長」という。）」に改め、同項第14号ただし書中「理財局長」を「財政担当局長」に改め、同表施設課長の項第6号ただし書及び第9号ただし書中「理財局長」を「財政担当局長」に改め、同表指導課長の項第4号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 消防法による危険物製造所等の設置及び変更の許可のうち、完成検査、仮使用承認及び完成検査前検査に関する事。
- (5) 消防法による危険物製造所等の予防規程の認可に関する事。

別表第2教養課長の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 消防活動総合センターの庁中取締りに関する事。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)